

入 札 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 28 日

和泉市長 辻 宏



「市営幸第二団地 52 棟他 2 棟屋上防水改修工事」に係る制限付一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 市営幸第二団地 52 棟他 2 棟屋上防水改修工事
- (2) 工事場所 和泉市 幸二丁目、幸三丁目 地内
- (3) 工期 令和 7 年 9 月 16 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）
- (4) 工事業種 防水工事
- (5) 工事概要 市営幸第二団地 52 棟 鉄筋コンクリート造 地上 4 階
1,177.97 m²（改修対象屋根面積 計 453 m²）
市営幸第二団地 53 棟 鉄筋コンクリート造 地上 4 階
1,169.12 m²（改修対象屋根面積 計 453 m²）
市営旭第二団地 17 棟 鉄筋コンクリート造 地上 3 階
540.73 m²（改修対象屋根面積 計 311 m²）
・塩ビシート及びウレタン塗膜による防水改修工事
・その他付帯工事
- (6) 設計業務の受託者 なし

2 入札参加資格に関する事項

本入札の申請日時時点で、次に掲げる全てに該当し、本工事の入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市における令和 6・7 年度の入札参加資格申請を建設工事として資格の認定を受け、次のいずれかの基準を満たしている者
 - ①入札参加資格申請の希望業種が「防水工事」で登録されている市内・準市内業者
 - ②入札参加資格申請の希望業種が「防水工事」で登録されている者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項に規定する経営事項審査結果のうち、「防水工事」の総合評定値（P 点）が公告の日において 550 点以上であること。（令和 5 年 12 月 29 日以降の審査基準日に基づくもので、再審査による経営事項審査を受けた場合は、再審査後の結果通知書に

よるものとする。)

- (3) 本工事に対応する建設業法の許可業種(防水工事)に係る建設業法第15条に規定する特定建設業の許可又は建設業法第3条に規定する一般建設業の許可を得ていること。
- (4) 平成22年4月1日以降に、防水工事で請負金額500万円以上の元請の完成工事実績(受注形態が共同企業体の場合にあつては、出資比率が30%以上である場合の工事に限る。)があること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

平成22年4月1日以降に、請負金額500万円以上の防水工事(受注形態が共同企業体の場合にあつては、出資比率が30%以上である場合の工事に限る。)で、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかとして着工から工事完了まで従事した経験を有する者
- (6) 本工事の施工にあたり、和泉市内に本店、支店又は営業所のいずれかを置く工事業者との下請契約(1次下請けに限る)を1契約以上締結・履行すること(市外業者のみ)。
- (7) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止などを、受けていないこと。
- (8) 大阪府において、法令違反を理由として、参加停止措置を、受けていないこと。
- (9) 和泉市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)に基づく入札等除外措置を、受けていないこと。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (12) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
- (14) (13)に掲げた「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次の①から③までのいずれかに該当するものである。

① 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総

額の100分の50を超える出資をしているもの

② 本工事の設計受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されているもの
又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けているもの

③ 代表権を有する役員が本工事の設計受託者の代表権を有する役員を兼ねているもの

(15) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 入札参加資格審査申請書の用紙配布

(1) 配布場所 本市ホームページ（入札・契約情報（契約検査室）からダウンロード）

(2) 配布期間 令和7年7月29日（火）から令和7年8月7日（木）まで

入札参加資格審査申請書のダウンロード及び請求に関しては、「2 入札参加資格に関する事項」に該当するかをよく確認して行うこと。

4 入札参加資格審査申請

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本市の制限付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

① 和泉市制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

② 元請工事の施工実績調書（様式第2号）及び当該工事の契約書の写し等

③ 配置予定の技術者調書（様式第3号）及び経験工事の契約書の写し等

（監理技術者資格者証等の法令による免許等の写し（表裏）、監理技術者講習修了証の写し及び雇用確認書類）

※主任技術者を申請する場合は、監理技術者に係る書類は提出不要

④ 建設業の許可証明書の写し又は建設業の許可通知書の写し

⑤ 建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（令和5年12月29日以降の審査基準日に基づくもので、再審査による経営事項審査を受けた場合は、再審査後の結果通知書によるものとする。）

⑥ 和泉市制限付一般競争入札参加資格審査申請受付票（様式第4号）

⑦ 履行保証（保険）契約先届出書

⑧ 設計図書等の入手申請書

⑨ 市内業者の下請活用に係る誓約書（市外業者のみ）

⑩ 返信用封筒（資格審査結果通知用）

（申請者の郵便番号、住所又は所在地、商号又は名称を記入し、620円分の切手を貼付したもの）

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請期日までに提出場所に提出しなければならない。なお、申請期間終了後の申請者の都合による提出書類の書き換え、引き換え等は一切認めない。また、電送によるものは受け付けない。

5 入札参加資格審査申請書の提出期間及び場所

(1) 提出期間 令和7年7月29日（火）から令和7年8月7日（木）までの土・日曜日・祝日を除

く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 提出場所 〒594-8501
和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 総務部 契約検査室
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）
郵送の場合は令和7年8月7日（木）までに必着

6 入札参加資格審査申請書等書類の取扱い

- (1) 書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

7 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格審査申請の提出書類により審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、入札参加資格確認通知書を交付する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨の理由を付して通知するものとする。
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付及び入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、令和7年8月21日（木）までに発送するものとし、その費用は申請者の負担とする。
なお、当該決定に異議がある者は、令和7年8月25日（月）までに限り、和泉市発注工事に係る苦情処理要領に基づく手続きによりその理由の説明を求めることができる。

8 設計図書等の入手

- (1) 入札参加資格審査申請した者は、設計図書、電子データ、参考数量内訳書等を入手するものとする。
- ① 入手期間 令和7年7月29日（火）から令和7年8月7日（木）まで
- ② 入手場所 本市ホームページ（入札・契約情報（契約検査室）からダウンロード）
- (2) 設計図書等に関する質問がある場合は、ファックス又はメールを送信すること。
- ① 受付期間 令和7年8月21日（木）から令和7年8月25日（月）正午まで
- ② 送信場所 和泉市 総務部 契約検査室
- ③ ファックス番号 0725-45-6161
- ④ メールアドレス keiyaku@city.osaka-izumi.lg.jp
- (3) (2)の質問に対する回答は、次のとおりとする。
- ① 回答日時 令和7年9月1日（月） 午前11時から
- ② 公表場所 本市ホームページ（入札・契約情報（契約検査室））及び契約検査室窓口
※公告の日から回答日時までに、市として本入札に関し、留意事項が発生すれば、質疑形式で回答に含め掲載する場合があります。

9 入札に参加できない者

- (1) 本入札の入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者
- (2) 本入札の申請日から入札日までの間に、入札参加資格を満たさなくなった者

10 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則（昭和 39 年和泉市規則第 12 号。以下「財務規則」という。）第 90 条により免除。
ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第 95 条の 2 第 2 項の規定により、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとする。

11 契約条項を示す場所

財務規則、和泉市建設工事前金払取扱規則（昭和 47 年和泉市規則第 17 号）、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱、和泉市契約関係暴力団排除措置要綱、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱（平成 19 年制定）、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得、和泉市建設工事における現場代理人等常駐義務緩和取扱要綱、工事概要、工事請負契約書等については、総務部契約検査室において閲覧することができる。（閲覧期間 令和 7 年 7 月 28 日（月）から令和 7 年 9 月 9 日（火）まで）

12 設計金額、予定価格及び最低制限価格の事前公表

- (1) 公表日時 令和 7 年 9 月 1 日（月） 午前 11 時から
- (2) 公表場所 本市ホームページ（入札・契約情報（契約検査室））及び契約検査室窓口

13 入札方法

- (1) 本入札は郵便入札にて執り行う。
- (2) 入札参加者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得を熟読の上、配達指定日に到達するよう郵送すること。
- (3) 契約者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札（開札）回数は、1 回とする。

14 郵送書類及び郵送方法

- (1) 郵送書類 ・入札書（本市ホームページ（入札・契約情報（契約検査室））からダウンロード）
・工事費内訳書（交付書類を参考に作成のこと。内訳書の合計額と入札書の金額は同一とすること。）
- (2) 郵送方法 所定の事項を全て記入・押印し、入札書等郵送用指定封筒（入札参加資格審査申請受付時に配布又は市ホームページからダウンロードし作成）に(1)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。
 - ①次のいずれかの方法で郵送するものであること
ア、一般書留
イ、簡易書留
 - ②次のいずれかの方法で配達日等の指定をするものであること
ア、配達日指定郵便

イ、配達時間帯指定郵便（配達時間帯の区分が「午前8時から午前12時まで」であること）

15 配達指定日

令和7年9月8日(月)

- ・「14 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札は、無効とする
- ・配達指定日以外に到着した入札は、無効とする

16 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 入札（開札）日時 令和7年9月9日(火) 午前10時00分
- (2) 入札（開札）場所 和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市庁舎・別館3階会議室3-4

17 入札の無効に関する事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第8条に記載

18 落札者の決定に関する留意事項

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
ただし、抽選により決定した者が、契約日までの間に指名停止等で契約締結ができない場合、他の抽選を行った業者で再度抽選を行い落札者を決定するものとする。
- (3) 市長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めたときは、落札者の決定を保留することができる。

19 最低制限価格について

本件については、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設定する。

20 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書と入札書を入札書等郵送用指定封筒に同封の上、郵送しなければならない。
- (2) 工事費内訳書は、交付書類により配布する用紙を参考に作成することとする。
なお、落札者については落札決定後速やかに詳細な工事費内訳書を提出しなければならない。

21 入札結果の公表

入札結果は落札者についてのみ電話連絡するものとし、他の入札参加者については以下のとおりとする。

- (1) 公表日時 令和7年9月10日(水) 午前11時から
- (2) 公表場所 本市ホームページ（入札・契約情報（契約検査室））及び契約検査室窓口

22 契約の保証

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
- (2) 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は、市長が確実と認める金融機関の保証
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補方式に限る。）

なお、上記の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

23 契約書の提出等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から6日以内に契約書を締結するとともに、その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

24 支払条件

- (1) 前金払 あり 請負代金（税込）の4割まで（万円止め）
- (2) 中間前金払 あり 請負代金（税込）の2割まで（万円止め）
- (3) 部分払 なし

25 その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）等の関係法令、財務規則、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得及び和泉市発注工事に係る苦情処理要領を遵守すること。

26 問合せ先

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市 総務部 契約検査室 工事契約グループ

電話 0725-99-8111（直通）